

# 彩の国さいたま人づくり広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 2 8 年 4 月 1 日  
彩の国さいたま人づくり広域連合長

彩の国さいたま人づくり広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本広域連合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、事務局長の関与の下に政策管理部企画・総務担当において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について行うこととしている。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、本広域連合事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- ・平成33年度までに、職員の平均時間外勤務時間を、平成26年度の実績（月10.5時間）から5割以上縮減し、月5時間以下にする。
- ・平成33年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、平成26年度の実績（11.6日）より1割以上引き上げ、13日以上にする。
- ・平成33年度までに、男性職員の子育て休暇の平均取得日数を、平成26年度の実績（0.8日）より10割以上引き上げ、3日以上にする。

※女性職員の平均取得日数：3.2日（平成26年度）

#### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- ・平成28年度より、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- ・平成28年度より、週休日や休日の前後での年次休暇等の取得を促進し、連続休暇の取得を勧奨する。
- ・平成28年度より、男性職員の子育て休暇の取得の促進に向けて、男性の育児参加への意識啓発を行う。

(以上)